

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長万部町は、地方税関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を講じ、もって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

北海道長万部町長

公表日

令和8年2月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税関連事務
②事務の概要	(概要) ・地方税法その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収する。また、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 ・納税者からの申請に基づき、税情報から課税証明書・所得証明書等を発行する。 (特定個人情報ファイルを取り扱う事務) 1. 納税者からの申告情報・届出及び調査等による課税管理事務 (個人町民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税) 2. 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理事務 3. 滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理事務 4. 納税者の宛名情報の特定や突合を行う統合宛名管理事務 (事務処理のながれ) 地方税法その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づく町税の賦課徴収に関する事務であって、主務省令に定めるもの。 ①納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。 ②納税者からの情報により、減免設定等の確認を行う。 ③番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携し、情報の照会及び提供をする。 ④必要に応じて納税者や申告書等の内容を調査する。 ⑤②及び③により決定した減免申請について、納税者に減免決定通知書を送付する。 ⑥①～④により課税した内容について納税者に納税通知書を送付する。 ⑦納税者が納付書により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書により確認する。 ⑧納付額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。 ⑨納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。 ⑩⑨に係る納税証明書を発行する。 ⑪賦課情報に基づき、申請に応じて課税・所得・評価等の証明書を発行する。 ⑫納税者からの納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑬督促した納税者から納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。
③システムの名称	個人住民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、国民健康保険税システム、収納管理システム、統合宛名システム、滞納管理システム、確定申告システム、eLTAX(電子申告)システム、収納消込システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、収納情報ファイル、統合宛名ファイル、滞納情報ファイル、法人町民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第九条第一項 別表第一項番16

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番27, 28	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	税務課	
②所属長の役職名	税務課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務課 北海道山越郡長万部町字長万部453番地1	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	まちづくり推進課 北海道山越郡長万部町字長万部453番地1	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	長万部町情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、今後の滅失事案(特定個人情報が記録された文書ファイルの紛失、不要文書の廃棄作業時の誤廃棄など)を踏まえ、 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行うこと。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
	1. 対象人数	令和1年6月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
	2. 取扱者数	令和1年6月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和8年1月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	
	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明